十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
十六　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
十七　行政相談委員に関すること。
十八　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務
十九　総務省設置法（以下「法」という。）第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務
二十　前各号に掲げるもののほか、管区行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（評価監視部の所掌事務）

第二百二十六条　評価監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　行政評価等を行うこと。
二　行政評価等に関連して、第十八条第二項第一号ハに規定する業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
三　行政評価等に関連して、第十八条第二項第一号ニに規定する地方公共団体の業務の実施状況に関し調査を行うこと。

（次長）

第二百二十七条　評価監視部に、次長一人を置く。
2　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

（総務行政相談部に置く課等）

第二百二十八条　総務行政相談部に、次に掲げる課並びに管理官一人、首席行政相談官一人、主任業務管理官五人（関東管区行政評価局にあっては六人、中部管区行政評価局及び中国四国管区行政評価局にあっては四人、北海道管区行政評価局にあっては三人）及び主任行政相談官五人（関東管区行政評価局にあっては六人、中部管区行政評価局及び中国四国管区行政評価局にあっては四人、北海道管区行政評価局にあっては三人）を置く。
総務課
行政相談課

（総務課の所掌事務）

第二百二十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　管区行政評価局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二　管区行政評価局の所掌事務に関する総合調整（管理官の所掌に属するものを除く。）。
三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　公文書類の審査及び進達に関すること。
五　管区行政評価局の機構及び定員に関すること。
六　管区行政評価局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
九　広報に関すること。
十　管区行政評価局の保有する情報の公開に関すること。
十一　管区行政評価局の保有する個人情報の保護に関すること。
十二　管区行政評価局の行政の考査に関すること。
十三　管区行政評価局の情報システムの整備及び管理に関すること。
十四　管区行政評価局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十五　庁内の管理に関すること。
十六　前各号に掲げるもののほか、管区行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（行政相談課の所掌事務）

第二百二十七条　行政相談課は、次に掲げる事務（首席行政相談官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
二　行政相談委員に関すること。

第二百二十八条　削除

（首席行政相談官の職務）

第二百二十九条　首席行政相談官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うこと。
二　行政相談委員の意見に関すること。

（評価監視官の職務）

第二百三十条　評価監視官は、命を受けて、第二百五十条第一項に規定する行政評価分室の所掌事務を分掌する。

（総務部の所掌事務）

第二百三十一条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　管区行政評価局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二　管区行政評価局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　公文書類の審査に関すること。
五　管区行政評価局の機構及び定員に関すること。
六　管区行政評価局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
七　管区行政評価局所属の国有財産及び物品の管理に関すること。
八　管区行政評価局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
九　広報に関すること。